

(参考資料) 新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」 令和4年1月5日付け厚生労働省事務連絡（令和4年1月14日一部改正）
感染急拡大が生じた場合の対応として、地域における社会機能の維持のために必要な場合は、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）に限り、濃厚接触者の自宅待機期間について、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることが明記された。

【社会機能維持者】

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者（※裏面参照）」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者

【大阪府が適当と認める事業者】

- (1) 「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者（国参考事業者）」の事業者全てを対象とする
- (2) 特措法第45条第2項に基づき施設の休止を求められた場合は、(1)のうち「その他 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等」の対象から除くものとする

大阪府における「10日を待たずに検査が陰性である場合でも待機を解除する取扱い」の基準

- ① 予め事業の継続に必要な業務及び従事者を整理し、自宅待機の短縮を実施する者を最小限に限定できること
- ② PCR検査又は抗原定量検査（やむを得ないときは抗原定性検査キット）が実施できる体制がつけられること
※検査は事業者の費用負担（自費検査）
- ③ 検査実施にあたっては、濃厚接触者となった職員の健康観察を確実にを行い、無症状であることを確認ができること
- ④ 10日を待たずに検査陰性により待機を解除された職員について、業務以外の不要不急の外出の自粛、可能な限り公共交通機関以外での通勤を指導できること
- ⑤ 保健所から体制の確認を求められた時に速やかに実施状況等を提示できること（府独自基準）

【参考】緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者の一例

1. 医療体制の維持

病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食品供給関係（農業・林業・漁業、飲食品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているもの、また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等